



農業を始めたい あなたへ 十日町市 就農パンフレット

Tokamachi City, Niigata

新潟県 十日町市

令和7年4月版

十日町市で独立就農するまでの流れ

1

情報収集・相談

資金はありますか？
何を作りたいですか？
など



にいがた農業ナビ

就農を目指すには、大きく分けて2つの方法があります。

- 農業関連の法人に就職する
- 地域おこし協力隊に着任する

- ① まずは、農業の状況や就農に必要な準備など、基本的な情報を集めましょう。
- ② 市や県の窓口で相談してみましょう。

【相談先】

- 十日町市役所農林課農業企画係
☎ 025-757-3120
- 十日町地域振興局 農業普及指導センター
☎ 025-757-5214

2

体験・研修

■ 農業体験(市内の農業法人)

市内で農業を体験できます。

■ おためし協力隊(地域おこし協力隊)

期間:2泊3日～1週間

内容:農作業、地域行事、冬季の除雪 等

報酬:日当4,000円 ※有償ボランティア



農業体験情報

3

就農準備

※ 1年以上の実践的な研修が必要

約1～3年

■ 地域おこし協力隊に着任する(3年間)

地域おこし協力隊として活動しながら、栽培技術の習得や地域の方との信頼関係を築く。

■ 農業関連の法人に就職する

農業関連の法人に勤めながら、栽培技術や経営管理、販売方法などを習得する。

■ 十日町市複業協同組合「TOMOWORK」に就職する

組合の正社員として就職し、「農業コース」で市内の農業法人に派遣。技術習得やキャリアアップをしながら、独立就農や自分に合った農業法人への就職を検討する。

4

独立就農

※ 農地や資産の取得・本人名義での取引

・「認定新規就農者」として認定され、国・県の補助金を活用する。

・サポートチーム(県、JA、市)による支援・指導を受ける。

例) 農業塾、ほ場訪問、面談 など

認定新規就農者とは

新たに農業経営を営もうとする青年等(原則18歳以上45歳未満)で、将来の経営構想や経営開始5年後の目標、それに向けた機械・施設の整備計画及び資金調達方法などを記載した「青年等就農計画」を作成し、市長から認定を受けた人を「認定新規就農者」といいます。

新規就農者向け支援事業の多くが「認定新規就農者」として認定されていることを要件としています。

十日町市の主な認定基準

1. 目標年度(農業経営開始5年後)の所得目標が、1人あたり150万円程度であること。
2. 年間農業従事時間目標が、1,800時間程度(ただし、1,200時間を下回らないこと)であること。
3. 実践的な研修を概ね1年以上受けたことがあること。例)地域おこし協力隊活動、農業法人に就職など

十日町市地域おこし協力隊OB紹介

新規就農者の声

○ 石渡 大夢さん(平成6年生まれ:平成31年4月就農)

○ 出身地は千葉県流山市で、十日町市で妻・子供と一緒に暮らしています。

○ 主な栽培作物 山間地域のほ場で水稻(約5.5ha)に取り組んでいます。

○ 就農の経緯等

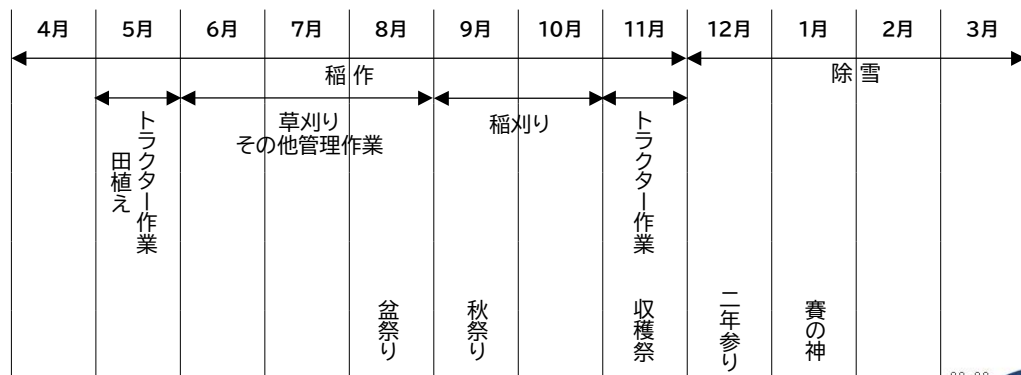


高校生の時に東日本大震災が起きたことをきっかけに、いつも身近に食料があることは当たり前ではないことを学び、農業に興味を持ちました。その後、農学部のある大学へ進学し、十日町市の地域おこし協力隊を経て就農しました。

○ 就農の苦労や学び

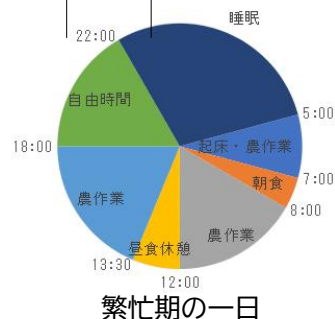
就農すると、「農家」であり、「経営者」になるので、経営の面で苦労しました。農地を増やせば、その分の苗や肥料も必要となるし、機械も揃えなければいけない。農地も増やしすぎると手が回らなくなってしまう。なので、資金や自身の能力と相談し、計画的な経営をしなければいけないことを学びました。失敗を繰り返しながらも、自分が少しずつ成長していくのがとても楽しみです。

○ ライフサイクル



○ 就農を希望する方へのメッセージ・アドバイス

移住・就農するには地域・集落に溶け込むことが重要です。農業は一人ではできません。困ったときに助けてくれるのは地域の方たちなので、助け合いの心が大事だと思います。



十日町市地域おこし協力隊

一般社団法人里山プロジェクト (TEL:025-595-6670)

〒942-1526 新潟県十日町市松代3252番地1 十日町市役所松代支所3階

詳しくは、「十日町市地域おこし協力隊ホームページ」

(<https://www.satoyamapj-tokamachi.com/>)をご確認ください。



新規就農者への支援

令和7年4月時点の十日町市の支援制度紹介です。
最新の情報についてはお問い合わせください。

事業名	内 容	問い合わせ先
新規就農者育成総合対策 (就農準備資金) 国補	県が認めた研修機関等で、就農に向けた研修期間中の研修生(原則50歳未満)を支援します。 例) 新潟県農業大学校 ■交付額 年間最大 150万円、最長2年間	南魚沼地域振興局 農林振興部 農業企画課 025-772-2819
新規就農者育成総合対策 (経営開始資金) 国補	経営開始して3年以内の認定新規就農者(原則50歳未満)を支援します。 ■交付額 年間最大 150万円、最長3年間	農林課 農業企画係 025-757-3120
新規就農者育成総合対策 (経営発展支援事業) 国補	事業実施の年度または前年度に経営開始した認定新規就農者を対象に、機械・施設等の整備に対して補助します。 ■補助額 最大1,000万円(本人1/4 国・県3/4) ※「経営開始資金」と併給する場合は、最大500万円	農林課 農業企画係 025-757-3120
担い手経営発展支援事業 市単	認定新規就農者等に対して、農業用機械の導入に係る経費を補助します。 ■補助額 最大30万円(上限:1/5以内)	農林課 農業企画係 025-757-3120
複合営農促進機械等整備助成 市単	認定新規就農者等に対して、5アール以上の新規作付または作付拡大する場合に、栽培・加工・出荷に必要な機械等の整備に要する経費の一部を補助します。 ■補助額(認定新規就農者の場合) ・かぼちゃ、ねぎ、切り花、ユリ球根 → 最大30万円 ・上記以外 → 最大20万円	農林課 作物振興係 025-761-7144
園芸産地化面積拡大助成 市単	認定新規就農者等に対して、対象作物を5アール以上新規に作付けまたは作付拡大した場合に、出荷・販売に応じて増加面積分の種代に係る経費を補助します。 ■補助額 ・かぼちゃ 16,000円/10アール ・ねぎ 19,000円/10アール ・切り花 26,000円/10アール ・ユリ球根 30,000円/10アール	農林課 作物振興係 025-761-7144

U・Iターンの支援

令和7年7月時点の十日町市の支援制度紹介です。
最新の情報についてはお問い合わせください。

事業名	内 容	問い合わせ先
十日町市移住コンシェルジュ	移住検討中または移住して約1年の方を対象に相談を実施しています。 支援制度の紹介、仕事や住まい、子育て環境や不安事の相談など一貫してサポートします。 お電話・メール・LINE・予約フォームから相談予約ができますので、ぜひお気軽にお問い合わせください。 日 時:月曜日～土曜日 午前10時～午後4時 ※年末年始、祝祭日を除く 所在地:新潟県十日町市袋町西91-1 asto内 専用ホームページ ⇒ 	十日町市 移住コンシェルジュ ◆TEL: 025-755-5444 ◆Mail: tokamachi.iju@gmail.com ◆LINE: ホーム画面右上の「友だち追加」から「ID検索」で、「@981hzbid」を検索
<UIターン補助金①> 移住支援金 国補	東京23区内に居住、もしくは東京圏(東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県)に居住しながら東京23区に通学・通勤していた方が十日町市へ移住した場合の補助金です。 ■補助額 単身 最大50万円／世帯 最大100万円 更に、18歳未満の子供1人につき100万円の加算があります。	企画政策課 移住定住推進係 025-755-5137
<UIターン補助金②> 子育て世帯移住支援金 県補	東京23区等を除く東京圏(東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県)に居住していた方が十日町市へ移住した場合の補助金です。 ■補助額 世帯 最大50万円	企画政策課 移住定住推進係 025-755-5137
<UIターン補助金③> ふるさと回帰支援事業補助金 市単	市外から十日町市へ移住した方向けの補助金です。 ■補助額 単身 最大20万円／世帯 40万円 更に、条件を満たす場合は加算があります。 ○夫婦ともに39歳以下 10万円 ○18歳未満の子ども1人につき 10万円 ○住民票上で3世代同居 10万円 ○下記申請者または配偶者1人につき 10万円 ・市内企業に正規雇用された人 ・市内で個人事業を営んでいる人 ・市内で農林水産業を営む自営業主または自営業従事者 ※その他加算メニューもあります。	企画政策課 移住定住推進係 025-755-5137

※UIターン補助金①～③はいずれか1つの利用に限ります。

住まい・住居の支援

令和7年4月時点の十日町市の支援制度紹介です。
最新の情報についてはお問い合わせください。

事業名	内 容	問い合わせ先
お試し移住シェアハウス	UIターンを希望している方に最長1年間お試し移住ができるシェアハウスを2棟用意しています。 ■新水シェアハウス 月額家賃:30,000円～   ■竹所シェアハウス 月額家賃:26,000円～  	企画政策課 移住定住推進係 025-755-5137
空き家バンク制度	専用ホームページや移住検討者向けのイベント等で、市内の空き家情報(購入・賃貸)を提供しています。 物件情報や内見希望など、お気軽にお問い合わせください。 専用ホームページ ⇒ 	空き家利活用 ミッション型 地域おこし協力隊 担当:村山 025-755-5444 (十日町市移住コンシェルジュ内)

十日町市複業協同組合 TOMOWORK



TOMOWORKでは、組合所属の正社員として雇用されながら、複数の企業で働きます。数か月ごとに職場は変わりますが、『コース制』を採用しているため、取得したいキャリアプランに合わせた働き方ができます。

● 一次産業プロフェッショナルコース

市の基幹産業である農業を中心に冬には除雪を行います。『地方で稼げる』スキルを身につけるコースです。

● マルチワークコース

色々な仕事を通じて知識や経験を経ることで、あらゆる職種に精通したプロフェッショナルを目指せます。

● まちづくりコース

企画や事務などのデスクワークを中心にまちづくり事業を行っていくコースです。

【問い合わせ先】

〒948-0066 新潟県十日町市袋町西91番地1 asto内

TEL:025-755-8087

詳しくは、「十日町市複業協同組合 TOMOWORK」(<https://tomowork.jp/>)
をご確認ください。



販路拡大の支援

令和7年4月時点の十日町市の支援制度紹介です。
最新の情報についてはお問い合わせください。

事業名	内 容	問い合わせ先
地場産品開発販売支援事業補助金 市単	市内事業者の新たな地場産品の開発、発信力強化に係る以下の費用を一部補助します。 ① 開発に係る経費 ：当該商品に係る消耗品、原材料の購入費、製造設備機械、加工機械、冷凍設備等の導入費用、コンサルタント会社等への委託費用など ② 発信力強化に係る経費 ：地場産品の画像作成、紹介のためのチラシ作成、パッケージの作成、ECサイト等掲載(ふるさと納税ポータルサイトを含む)に係る経費など ■補助額 最大30万円(上限:3/4以内) ※通算2回目以降は、最大15万円(上限:1/2以内)	産業政策課 産業振興係 025-757-3139
販路拡大支援事業補助金 市単	市内企業の販路拡大を推進するため、展示会や見本市等の出展に係る以下の費用を一部補助します。 ・出展料 ・出店時用品レンタル料 ・展示装飾費 ・会場借用料 ・車両借上料 ・運送料 ・広告宣伝費 ※海外出店の場合は上記に渡航費と通訳雇用費を追加 ■補助額 最大5万円(上限:1/2以内) ※海外出店の場合は最大10万円 ※同一年度における同一の事業主等の申請は1回のみ	産業政策課 産業振興係 025-757-3139
就職活動支援事業補助金 市単	市内の農業法人が受け入れている農業体験に参加するために、学生が負担する経費(旅費・宿泊費)の一部を助成します。 ■補助対象者 市外在住の大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等の学生 ■補助対象経費 ①旅費 ②宿泊費 ■補助額 1回の旅費・宿泊費につき1万円 ※ただし、同一年度内の申請は3回まで 補助率1/2(1,000円未満は切り捨て)	産業政策課 経営支援係 025-757-3139

十日町市の主な農産物

米	魚沼コシヒカリ 五百万石(酒米)
野菜	かぼちゃ やわ肌ねぎ えだまめ 雪下になじん アスパラガス なす(梵天丸)
花き	カサブランカ(ユリ)
畜産	妻有ポーク
きのこ	なめこ えのきたけ



妻有ポーク

一般的な豚肉の融点が38℃前後に対し、32℃と人肌でも融けてしまうほど低く、口の中で自然にとろけ、旨味が広がる銘柄豚です。



十日町産
魚沼コシヒカリ

新潟県は日本有数の米どころ。十日町市は其中でも特においしいと称される「魚沼コシヒカリ」の産地です。



かぼちゃ

十日町市で生産されるかぼちゃは甘みが強く、ほくほくとした食感が特徴です。朝晩の温度差が大きい十日町市だから作れるかぼちゃです。

カサブランカ

十日町市は山間地にあり、「夕方から夜にかけて気温が急激に下る」という特徴があります。この気温差がユリの栽培にも適しており発色がとても鮮やかになります。



きのこ(なめこ・えのきたけ)

なめこの生産量の全国1位が新潟県で、そのうち十日町市が新潟県全体の約73%以上を生産しています。えのきたけも十日町市が県内で一番生産をしています。きのこはコシヒカリと並ぶ十日町市を代表する農産物です。

ねぎ(やわ肌ねぎ)

新潟県の特産ブランドとして「やわ肌ねぎ」と命名され、県内外へ出荷されています。「雪を想わせる白さ」と「甘さ」が特徴の長ねぎです。

